

今後の公営企業・第三セクター等の
経営改革の方向性について

平成27年10月16日

総務省自治財政局公営企業課

公営企業・第三セクター改革について

○経済財政運営と改革の基本方針2015(抄) 第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。

公営企業・第三セクター改革

【公営企業】

- 公営企業の全面的な見える化
 - ・ 新会計基準による予算・決算の実施
 - ・ 公営企業会計の適用の拡大
 - ・ 「経営比較分析表」の策定・公表
- 公営企業の抜本的な改革の検討の推進
- 「経営戦略」の策定推進

【第三セクター】

- 第三セクター等改革などの先進事例集の作成・公表
- 第三セクター等に対する地方公共団体の財政的リスク等の調査・公表

これまでの公営企業・第三セクター改革の成果

公営企業の抜本改革(H21～H25)

(H26.4.1現在)

《抜本改革期間の実績》

- 経営健全化基準以上の公営企業会計(※1)
平成20年度:61会計 → 平成25年度:18会計
(▲70.5%)

(※1) 事業規模に占める資金不足額の割合が健全化法で定める基準(20%)以上である会計

事業廃止	240事業	民営化・民間譲渡	118事業
PFI	15事業	指定管理者制度	172事業
包括的民間委託(※2)	87事業	公営企業型地方独立行政法人	32事業

(※2) 包括的民間委託については、H24・25年度の実績

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの公立病院改革

《再編・ネットワーク化》

- ・ 統合・再編等に取り組んでいる病院 162病院
- ・ 再編等の結果、公立病院数は減少 H20:943 ⇒ H25:892
(▲51病院)

《経営形態の見直し(H21～H25)》

(予定含む数)

- ・ 地方独立行政法人化(非公務員型) 69病院
- ・ 指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院
- ・ 民間譲渡・診療所化 50病院

第三セクター等の抜本的改革(H21～H25)

(単位:億円、H26.4.1現在)

《抜本的改革期間の実績》

- 地方公共団体が行う損失補償・債務保証
7.5兆円 ⇒ 4.0兆円
(▲45.5%)

	H20年度	H25年度	増減率 (H20→H25)
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	40,783.7	-45.5%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	2,688.3	-38.6%
法人数	8,685	7,634	-12.1%
債務超過法人数	409	282	-31.1%

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(地方独立行政法人等の特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※地方公共団体の出資比率が25%未満かつ財政援助を行っていない法人を除く。

平成21年度からの公営企業・第三セクター等の抜本的な改革では、相当の成果をあげたところ。平成26年度以降においても、引き続き経営健全化の推進のため、**不断の改革**に取り組んでいる。

公営企業の抜本的な改革への取組

新会計基準による予算・決算 の実施

(損益・資産の正確な把握)

↓
公営企業会計の適用拡大



経営比較分析表の策定・公表

(経年比較・類似団体の比較を推進)

↓
公表分野を順次拡大

公営企業の全面的な見える化

抜本的な改革の検討

廃止・
民営化等

広域化・
民間活用

推進
方策

- ・ 抜本的改革取組状況調査の実施、公表
- ・ 優良事例集の作成
- ・ 課題、推進方策等の議論(研究会)

相互に反映



経営戦略の策定

投資の合理化、財源見直し等
を行い、経営基盤を強化

推進
方策

- ・ 経営戦略策定ガイドライン等、支援措置を実施
- ・ 策定状況調査の実施、公表
- ・ 交付税を重点的に措置

公営企業の更なる経営健全化を推進

新会計基準に基づく地方公営企業決算の公表（H27.9）

新会計基準導入（H26年度予算・決算～）のねらい

- 企業会計原則の考え方を最大限取り入れ

- 民間企業比較、地方公共団体間比較の容易化

- よりの確な経済性の検証が可能

平成26年度決算のポイント

①資産価値の実態を適切に表示

- ・時価評価の導入（造成した土地等を減額▲0.8兆円）
 - ・収益性が低下した資産を減額
 - ・すべての償却資産をフル償却
- （固定資産の減額▲6.7兆円）

⇒ 総資産規模が減少（▲7.5兆円）

②資本と負債を明確化

- ・借入資本金の負債計上

⇒ 負債比率が上昇（資本：負債＝3：7）

③将来必要な費用も的確に計上

- ・退職給付引当金等の計上（特別損失1.5兆円の増）

⇒ 総収支が赤字（H26年度▲0.6兆円）

見直しの
効果

資産状況や損益構造がより一層明確化

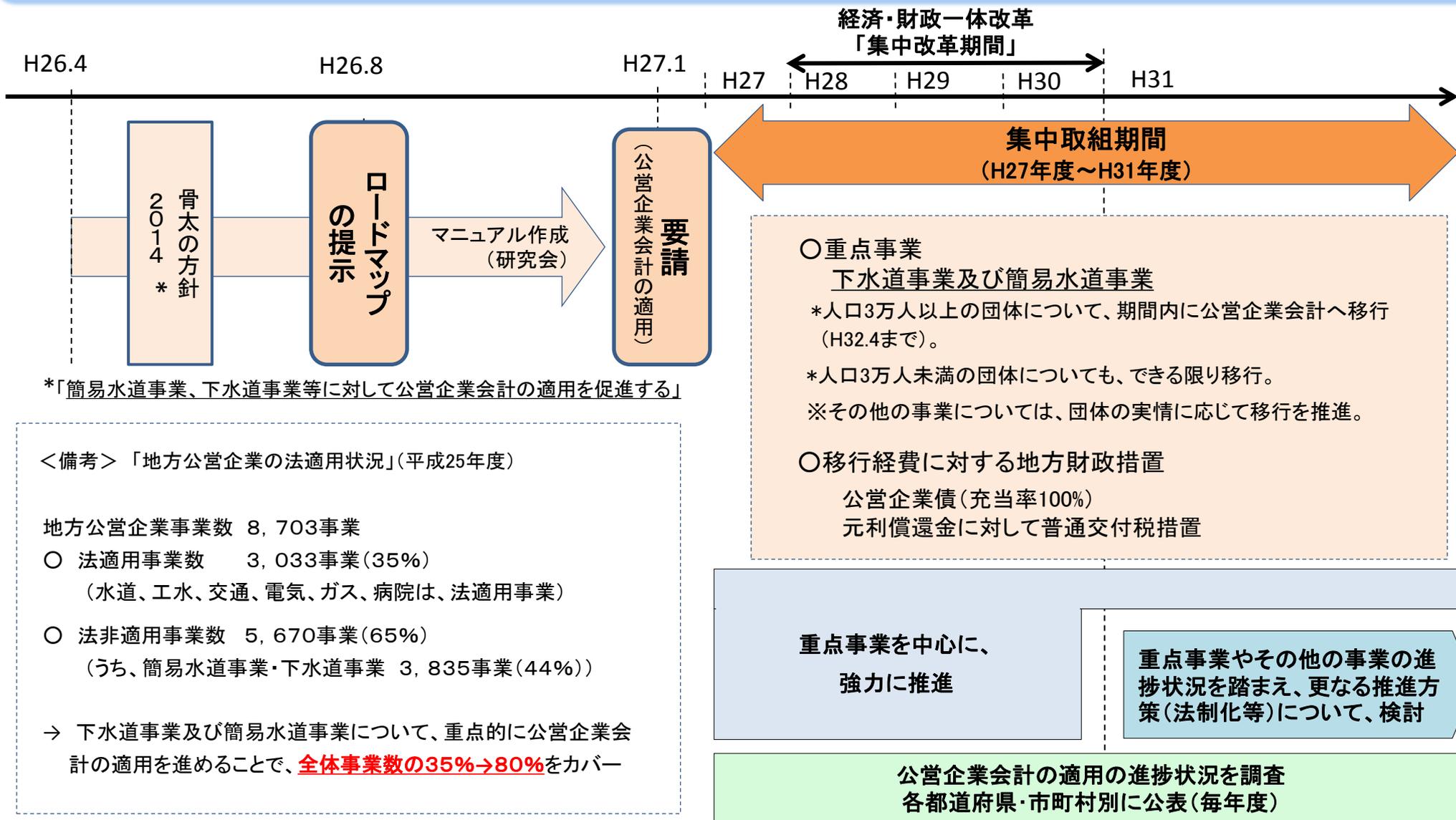
負債及び費用の増等により、
215事業が資本不足

今後の方針

- 新会計基準に基づく予算・決算を行う団体を拡大（公営企業会計の適用拡大）
- 各公営企業が決算結果を活用し、廃止、民営化等の抜本改革の検討や経営戦略の策定を推進

公営企業会計の適用の拡大について（平成27年1月27日付総務大臣通知等）

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。



<備考> 「地方公営企業の法適用状況」(平成25年度)

地方公営企業事業数 8,703事業

○ 法適用事業数 3,033事業(35%)
 (水道、工水、交通、電気、ガス、病院は、法適用事業)

○ 法非適用事業数 5,670事業(65%)
 (うち、簡易水道事業・下水道事業 3,835事業(44%))

→ 下水道事業及び簡易水道事業について、重点的に公営企業会計の適用を進めることで、**全体事業数の35%→80%**をカバー

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止・民営化、広域的な連携等)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標(案)

- ①経営の健全性…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ②経営の効率性…料金回収率、給水原価、施設利用率等
- ③老朽化の状況…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

さらに、廃止、民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加

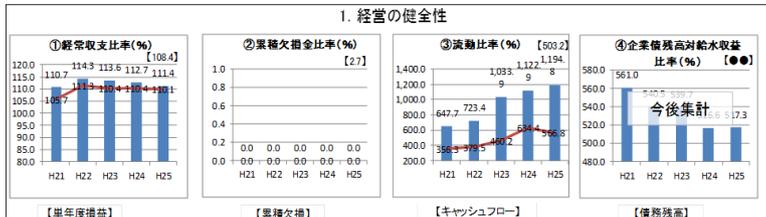
誰もが比較検討しやすいイメージで公表

水道事業 経営比較分析表

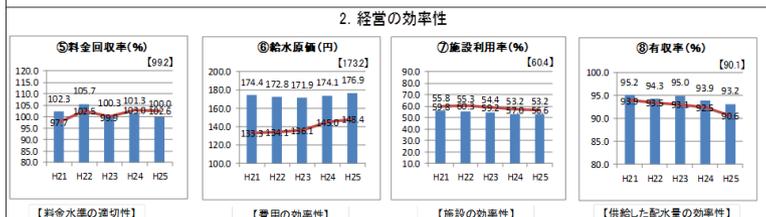
都道府県名	団体名	事業名	類似団体	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
A県	B市	末端給水事業	-	-	-
給水人口(人)	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	-
-	-	-	-	-	-

(参考)公表イメージ

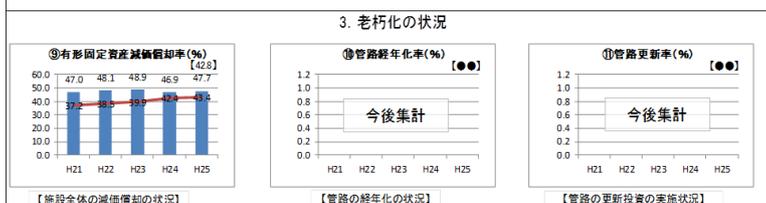
- B市
 - 類似団体平均
 - () 平成25年度全国平均
- 団体分析欄



1. 経営の健全性について



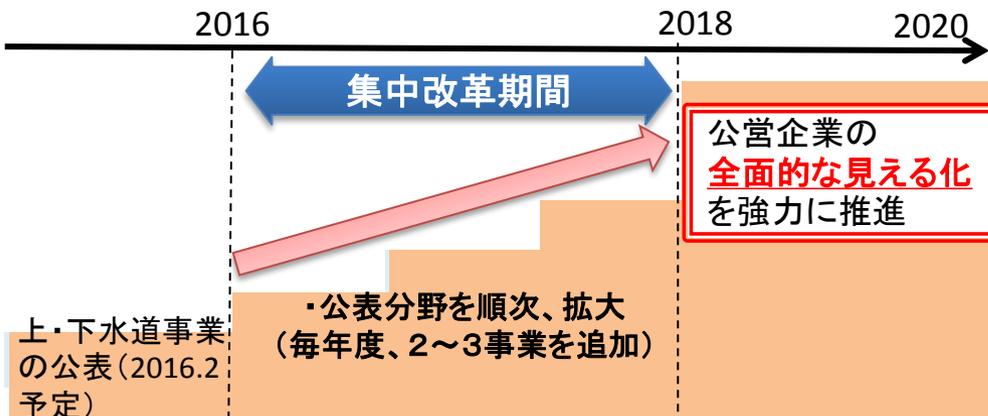
2. 経営の効率性について



3. 老朽化の状況について

全体総括

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表



廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討の推進

抜本的な改革を進める上での推進方策

抜本的改革の取組状況の見える化

各地方団体に対して、抜本的な改革(廃止、民営化、広域連携及び民間活用)の取組状況等について調査を実施。

集中改革期間中、**毎年度実施し、個別団体ごとに公表し、見える化。**

【調査項目のイメージ】

- 抜本的改革を実施したか否か
- 抜本的改革に伴う効果
- 抜本的改革に取り組まない理由
- 抜本的改革を進める上での課題

優良事例
を抽出

課題等
を抽出

優良事例集の作成

各団体における抜本的改革の**優良事例集を作成し、毎年度、更新**を行う。

【優良事例集のイメージ】

- 抜本的改革の概要
- 抜本的改革に取り組むこととなった経緯
- 抜本的改革に取り組む中での課題
- 抜本的改革を進める上での推進方策

優良事例の横展開を推進

研究会で議論・検討

総務省において、研究会等を立ち上げ、以下の事項について議論・検討を行う(2016年度)。

【検討項目のイメージ】

- 廃止、民営化等を今後進める上での考え方や対象・課題・方策
- 広域連携・民間活用の推進方策

検討結果に基づき、推進方策を実施



個別事業における広域化等の推進方策

事業の特性に応じた、以下の広域化等の取組により、**経営の効率化を強力に推進。**

【個別事業毎の具体的方策】

- 連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進
- 各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)
- 最適化・広域化・共同化の推進(下水道)
- 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院) 等

計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を強力に進める。

不断の経営健全化に取り組むための「経営戦略」の策定推進

経営戦略 [イメージ]

概要

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画。平成26年8月に策定を要請。

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・
ノウハウ活用(PPP
/PFI等)

組織,人材,定員,給
与の適正化

その他の経営基盤強
化の取組(ICT活用
等)

反映

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペック
ダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取
りやめ

等

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し

等

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営戦略の策定を進めるための方策

【2016～2018年度(集中改革期間)】

経営戦略の策定について、財政支援措置
を講じ、集中的に推進

さらに

- 広域化や民間活用の検討を促す内容を盛り込
んだ「**経営戦略ガイドライン**」を策定(2015年度
中)
- 経営戦略の策定を行う事業へ**交付税を重点的
に措置**
 - 水道事業の高料金対策、下水道事業の高
資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**
- 経営戦略策定に係る**進捗状況を毎年度調査**
 - 調査結果について、個別団体ごとに公表し、
取組状況の見える化を推進

頑張る公営企業への重点的支援

- 「経営戦略」を策定し、経営の効率化に頑張る団体を重点的に支援。

- 経営戦略を策定し、効率的な経営を行う事業や広域化、再編・ネットワーク化等に取り組む事業に対して、地方交付税を重点的に措置。

[経営戦略の策定を要件化]

- 水道事業の高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化(H29～)
- 下水道事業の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化(H29～)

[広域化、再編・ネットワーク化への重点化]

- 水道事業について、経営戦略を策定し、広域化のための施設及びシステムの統合・共同化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化(H28～)
- 病院事業について、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プラン(公立病院における経営戦略)を策定し、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化(H27～)

期待される効果

経営戦略の策定が大幅に進展

経営の効率化に頑張る団体の増加

- 施設の共同化や管理の一体化等により効率的な経営の実現
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化・再編等の実現

総務省による第三セクター等の経営健全化に向けた取組

第三セクター等の抜本的改革の実績(H21～H25)

- 地方公共団体が行う損失補償・債務保証額は7.5兆円から4.1兆円へ45.5%の減(相当の成果)。



第三セクター等の経営健全化等に関する指針(H26～)

- 地方公共団体は、財政的リスクの増加等が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。



地方公共団体の経営健全化の取組を強力に後押し

- 第三セクター等改革などの先進事例集の作成・公表による全国展開
(平成28年度に作成・公表。以後、毎年度更新)
- 第三セクター等に対する地方公共団体の損失補償等の額、財政的リスク等の調査を実施し、調査結果を公表
(平成28年度に調査・公表。以後、毎年度継続して実施)

□ 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスク等について、**見える化を実施**



□ 地方公共団体による第三セクター等に対する**経営健全化の取組を強力に後押し**

<見える化イメージ図>

破綻時に地方団体が負担する可能性がある財政的リスクが財政健全化法の早期健全化基準(※2)を超える法人

【〇〇市】	事業内容	債務超過(※1)	地方公共団体の財政的リスク			
			損失補償等の額(A) (単位:百万円)	標準財政規模(B) (単位:百万円)	(A)/(B) (C)	実質赤字比率の早期健全化基準(D)
〇〇〇(株)	~~~~~	●	500.0	25,000.0	2.0%	
●●●(公)	~~~~~	●	5,000.0	25,000.0	20.0%	●
▲▲▲(財)	~~~~~		100.0	25,000.0	0.4%	

(※1) 実質的に(事業の内容に応じて時価で評価した場合に)債務超過であるもの。

(※2) 標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村は11.25%~15.0%となっている。